

第四十一号

徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部改正について

徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県商工労働観光関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十八の項中「第三条第一号」を「第二条第一号」に改め、同表の二十九の項中「第三条第二号」を「第二条第二号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

職業能力開発促進法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。